

平成30年度 一部事務組合下田メディカルセンター 人事行政の運営状況について

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と増減理由

(平成30年4月1日現在)

区分 部門	職員数(人)			増減理由
	平成29年度	平成30年度	対前年増減	
病院事業	2	2.5	0.5	下田市からの派遣職員1名が 10/1付けで派遣を終了したため

(注) 条例定数は、4人です。

(2) 採用及び退職の状況

(単位：人)

区分 部門	採用	離職									失職	合計
		退職						免職				
		定年	勸奨	普通	早期	死亡	満了	分限	懲戒			
病院事業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 採用は、平成29年4月2日から平成30年4月1日の間に採用した者の人数です。

離職は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に離職した者の人数です。

早期は早期退職募集制度、満了は任期付き採用職員の任期満了による退職を指します。

(3) 派遣の状況

(単位：人)

区分 派遣元	平成29年度 職員数	派遣形態				平成30年度 職員数
		新規	継続	延長	終了	
下田市	2	0	0	1	1	1

2 人事評価の状況

(1) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	当組合		下田市	
	管理 職員	一般 職員	管理 職員	一般 職員
イ 人事評価を実施している	○		○	
ロ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能 な部分	昇給実績が ある部分	昇給可能 な部分	昇給実績が ある部分
標準に加え、上位及び下位の区分も適用				
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準区分のみ適用				

ハ 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	未定	未定

### 3 給与の状況

当組合職員の給与、勤務条件等については、主たる構成団体である下田市の規定を準用しています。

#### (1) 人件費の状況

(平成30年度決算・税込)

病院事業費用 (A)	うち人件費 (B)	人件費率 (B/A)
396,240千円	19,879円	5.0%

#### (2) 職員給与費の状況

(平成30年度決算・税込 単位：千円)

職員数 (A)	職員給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
2.5人	9,564	410	3,389	13,363	5,345

(注) 職員手当には、退職手当と児童手当は含みません。

#### (3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	316,800円	324,800円	44.9歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）の合計です。

#### (4) 初任給の状況

(平成30年4月1日現在)

区分		当組合	下田市	国
一般行政職	大学卒	185,500円	185,500円	一般職 179,200円
	高校卒	156,900円	156,900円	一般職 147,100円

(注) 当組合は、主たる構成団体である下田市の規定を準用しています。  
給与法等の改正に伴い、平成30年4月に遡及適用する内容の改定が行われています。

## (5) 級別職員数の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容		職員数	構成比
	当組合	下田市		
1級	主事、技師	主事、技師	1人	33.3%
2級				
3級				
4級	主査	係長、主幹、主査	1人	33.3%
5級	事務局長	課長補佐、副室長、副所長等	1人	33.4%
6級		課長、室長、所長等		
計			3人	100.0%

## (6) 期末勤勉手当の状況

(単位：月分)

区分	当組合			下田市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225	0.90	2.125	1.225	0.90	2.125	1.225	0.90	2.125
12月期	1.375	0.90	2.275	1.375	0.90	2.275	1.375	0.90	2.275
3月期	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2.60	1.80	4.40	2.60	1.80	4.40	2.60	1.80	4.40

(注) 当組合は、主たる構成団体である下田市の規定を準用しています。  
給与法等の改正に伴い、12月期の勤勉手当について遡及適用する内容の改定が行われています。

## (7) 退職手当の状況

(単位：月分)

区分	当組合		下田市		国	
	自己都合	応募認定 定年	自己都合	応募認定 定年	自己都合	応募認定 定年
勤続20年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709	39.7575	47.709
最高限度	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
平均支給額	一千円					

(注) 平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(8) その他の主な手当の内容

ア 扶養手当の状況

(平成30年4月1日現在)

当組合	下田市	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績
・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者及び子以外の扶養親族1人につき 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者及び子以外の扶養親族1人につき 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ		—

(注) 当組合は、主たる構成団体である下田市の規定を準用しています。

イ 住居手当の状況

(平成30年4月1日現在)

当組合	下田市	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績
・支給対象者 借家・借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 全額支給限度額 11,000円 2分の1加算限度額16,000円 最高支給限度額 27,000円	・支給対象者 借家・借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 全額支給限度額 11,000円 2分の1加算限度額16,000円 最高支給限度額 27,000円	同じ		—

(注) 当組合は、主たる構成団体である下田市の規定を準用しています。

ウ 通勤手当の状況

(平成30年4月1日現在)

当組合	下田市	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円	・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円	一部異なる	使用距離区分 (国の制度)

<p>・交通用具使用者</p> <p>片道2km以上3km未満 2,200円</p> <p>片道3km以上4km未満 3,300円</p> <p>片道4km以上5km未満 4,400円</p> <p>片道5km以上6km未満 5,500円</p> <p>片道6km以上7km未満 6,600円</p> <p>片道7km以上8km未満 7,700円</p> <p>片道8km以上9km未満 8,800円</p> <p>片道9km以上10km未満 9,900円</p> <p>片道10km以上12km未満 11,000円</p> <p>片道12km以上14km未満 13,200円</p> <p>片道14km以上16km未満 15,400円</p> <p>片道16km以上18km未満 17,600円</p> <p>片道18km以上20km未満 19,800円</p> <p>片道20km以上23km未満 21,000円</p> <p>片道23km以上26km未満 23,000円</p> <p>片道26km以上 24,000円</p> <p>※勤務先側において駐車場を借りている場合、6,000円を限度に加算あり</p> <p>・交通機関交通用具併用者 最高支給限度額 55,000円</p>	<p>・交通用具使用者</p> <p>片道2km以上3km未満 2,200円</p> <p>片道3km以上4km未満 3,300円</p> <p>片道4km以上5km未満 4,400円</p> <p>片道5km以上6km未満 5,500円</p> <p>片道6km以上7km未満 6,600円</p> <p>片道7km以上8km未満 7,700円</p> <p>片道8km以上9km未満 8,800円</p> <p>片道9km以上10km未満 9,900円</p> <p>片道10km以上12km未満 11,000円</p> <p>片道12km以上14km未満 13,200円</p> <p>片道14km以上16km未満 15,400円</p> <p>片道16km以上18km未満 17,600円</p> <p>片道18km以上20km未満 19,800円</p> <p>片道20km以上23km未満 21,000円</p> <p>片道23km以上26km未満 23,000円</p> <p>片道26km以上 24,000円</p> <p>※勤務先側において駐車場を借りている場合、6,000円を限度に加算あり</p> <p>・交通機関交通用具併用者 最高支給限度額 55,000円</p>	<p>・交通用具使用者</p> <p>片道5km未満 2,000円</p> <p>片道5km以上10km未満 4,200円</p> <p>片道10km以上15km未満 7,100円</p> <p>片道15km以上20km未満 10,000円</p> <p>片道20km以上25km未満 12,900円</p> <p>片道25km以上30km未満 15,500円</p> <p>片道30km以上35km未満 18,700円</p> <p>片道35km以上40km未満 21,600円</p> <p>片道40km以上45km未満 24,400円</p> <p>片道45km以上50km未満 26,200円</p> <p>片道50km以上55km未満 28,000円</p> <p>片道55km以上60km未満 29,800円</p> <p>片道60km以上 31,600円</p> <p>※新幹線等利用者は、20,000円を限度に加算あり</p>
---	---	---

(注) 当組合は、主たる構成団体である下田市の規定を準用しています。

## エ 通勤手当の支給状況

(平成30年度決算 税込)

区分	支給実績
支給総額	92,400円
平均支給額	46,200円

オ 時間外勤務手当の状況

区分	平成29年度	平成30年度
支給総額	0円	0円
平均支給額	0円	0円

(9) 特別職の給与等の状況

(平成30年4月1日現在)

区分		報酬額
報酬	管理者	年額 35,000円
	副管理者	年額 25,000円
	議会議員	年額 14,000円
	監査委員	日額 6,700円

(注) 期末手当等の支給はありません。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(注) 当組合は、主たる構成団体である下田市の規定を準用しています。

(2) 年次有給休暇の取得状況

(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

平均取得日数	消化率
9.8日	28.9%

(3) 特別休暇の導入状況

(平成30年4月1日現在)

特別休暇の取得要件
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
(3) 職員が骨髄移植のための登録の申出を行う場合又は申出、提供に必要な検査、入院等をする場合

- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合
- (5) 職員が結婚する場合
- (6) 産前休暇
- (7) 産後休暇
- (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
- (9) 配偶者が出産する場合
- (10) 男性職員が育児参加をする場合
- (11) 子供の看護をする場合
- (12) 職員の親族が死亡した場合
- (13) 職員が父母の追悼のための特別な行事に参加する場合
- (14) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持等を図る場合
- (15) 地震その他の災害により職員の住居が滅失等した場合でその復旧作業をする場合
- (16) 地震その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難な場合
- (17) 地震その他の災害において職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合
- (18) 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難な場合
- (19) 妊娠中の女性職員が母体保護のための通勤緩和をする場合
- (20) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合
- (21) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- (22) 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難な場合
- (23) 感染症の予防上必要な措置により勤務することが不適當な場合
- (24) 要介護者の介護等、その世話を行う場合

(注) 当組合は、主たる構成団体である下田市の規定を準用しています。

#### (4) 育児休業及び部分休業の取得者数

区分	育児休業	部分休業	合計
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人

(注) 当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数です。

### 5 分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分者数

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分果たさない場合等に、本人の意に反して行う処分を言います。

#### (2) 懲戒処分者数

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分を言います。

### 6 サービスの状況

#### (1) サービス規律順守のための取組

当組合では、主たる構成団体である下田市が発出した通達をそのまま適用しており、当組合独自の取組は行っておりません。

#### (2) 兼職・兼業の許可件数

許可件数	主な許可事例
0件	

(注) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。

### 7 職員の退職管理の状況

当組合の設立当初より、専任職員の退職事例はありません。



## 8 研修の状況

研修内容	受講者数
新規採用職員研修（前期・後期）	1人
公営企業会計システムセミナー（入門・決算）	1人
公営企業会計システムセミナー（予算）	1人

## 9 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 定期健康診断の実施状況

区分	対象者数	受診者数	受診率
血液、血圧、尿、心電図、聴力検査	2人	2人	100.0%
胃部X線検査（40歳以上）	1人	1人	50.0%
胸部レントゲン検査	2人	2人	0.0%
人間ドック（希望者）	2人	1人	50.0%

### (2) 公務災害等の認定状況

公務災害	通勤災害	計
0件	0件	0件

### (3) その他主な福利厚生事業の概要

当組合の職員は、主たる構成団体である下田市の互助会組織（下田市職員互助会）に加盟しており、各種助成等が受けられることから、当組合独自の福利厚生事業は行っておりません。